

寝屋川市と枚方信用金庫との包括連携に関する協定書

寝屋川市（以下「甲」という。）と枚方信用金庫（以下「乙」という。）とは、地域経済の活性化及び人口減少社会における地域の持続的発展に向けて連携協力を推進するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙相互の持つ知恵、情報及び技術を共有し、更なる地域産業の競争力の強化、地域課題の解決などを図っていくことにより、まちの活性化を推進し、ひいては市民の定住及び市外からの転入を促進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携協力するものとする。

- (1) 市政に係る情報発信
- (2) 定住の促進、転入者の増加等を目的とした取組への支援
- (3) 市政運営に係る審議会等への参画
- (4) 防災体制の整備や災害時における支援
- (5) 高齢者等への支援
- (6) 子育てしやすい環境の整備への支援
- (7) 文化・芸術やスポーツ振興の支援
- (8) 快適で暮らしやすい環境づくりの支援
- (9) 地域産業活性化の支援
- (10) 地域を担う人材の育成及び支援
- (11) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項

（連携協力窓口の設置）

第3条 連携協力事項に関する窓口を、甲は経営企画部企画政策課、乙は地方創生推進室に設置し、定期的に協議するものとする。

（情報の共有）

第4条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に当たり、法令の定める範囲内において相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲と乙のいずれからも改廃の申入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、連携協力の具体的事項及びその他の必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

この協定締結の証として本書を2通作成し、署名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

平成28年6月15日

大阪府寝屋川市本町1番1号
寝屋川市
市長 北川 法夫

大阪府枚方市岡東町14番36号
枚方信用金庫
理事長 吉野 敬昌